

とちのこ父組 組則

(名称及び事務局)

第1条 この組は、「とちのこ父組」(以下「本組」という。)と称し、事務局をさいたま市立尾間木小学校内におく。

(組員)

第2条 本組の組員は、さいたま市立尾間木小学校(以下「学校」という。)生徒の保護者及び卒業生の保護者をもって組織する。

2 本組の入組及び退組は、原則自由とする。

(目的)

第3条 本組は、さいたま市立尾間木小学校の児童達(以下「おまぎっ子」という。)のために学校、地域及びPTAと連携し、おまぎっ子のための活動を行うことを目的とする。また、活動を通して学校、PTA、地域及び組員の親睦を図る。

(事業)

第4条 本組は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 学校、PTA及び地域が行う行事への協力
- 二 学校施設及び環境の維持・改善への協力
- 三 独自行事の企画及び運営
- 四 その他

2 本組の活動は、「できるときに」「できるひとが」「できることをする」を原則とする。

(機関・議決)

第5条 本組の議決を行う機関として、総会及び運営委員会をおく。

2 総会は、組員総数の4分の1の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成により議事を決する。なお、総会開催前に委任の意思を示した者は、総会に出席した者とし、委任の意思を示した総会の議決を承認したものとする。

3 総会は、組長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- 一 本組の活動に関する重要事項
- 二 年度事業計画及び予算
- 三 年度事業報告及び決算の承認
- 四 役員の承認
- 五 本組の解散等に関する事項
- 六 組員の除名に関する事項
- 七 その他、本組の運営に関する重要事項

- 4 運営委員会は、役員によって構成され、組長が必要に応じて招集するものとする。
- 5 運営委員会は、総会に提出する議案及び予算の作成並びに総会の議決の執行に関する事項及び本組の日常の運営に関する事項につき、一定の裁量をもって議決し執行する。議長は組長が務める。
- 6 運営委員会は、役員のお二分の1の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成により議事を決する。

(役員の種類)

第6条 本組に次の役員を置く。

- 一 組長 1名
 - 二 副代表(総務担当) 1名
 - 三 副代表(会計担当) 1名
 - 四 副代表(IT担当) 1名
 - 五 副代表(広報担当) 1名
 - 六 事務局長 1名
 - 七 事務局 若干名
 - 八 運営委員 若干名
- 2 役員は、運営委員会において選出され、総会にて承認を受けるものとする。
 - 3 役員は、やむを得ない事由がある時を除き、在校生の保護者とする。

(役員の仕事)

第7条 組長は、本組を代表し、運営及び活動を総理する。

- 2 副代表(総務担当)は、組長を補佐し、組長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 副代表(会計担当)は、本組の会計事務を処理する。
- 4 副代表(IT担当)は、ITを活用し、本組の運営を円滑に進める。
- 5 副代表(広報担当)は、本組の活動内容を広く広報する。
- 6 事務局長及び事務局は、本組の運営において、学校との調整を行う。
- 7 運営委員は、本組の運営及び活動において、自らの知見をもって広く意見を述べる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする(ただし、再任は妨げない)。

- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(事業年度及び会計年度)

第9条 本組の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(財産の管理)

第10条 本組の会計処理及び管理方法は、運営委員会が定める。

(組則の改正)

第11条 組則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成により決する。

(細則)

第12条 この組則に定めのない事項及びこの組則の実施に必要な細則は、運営委員会が定める。

(雑則)

第13条 この組則は、平成28年10月1日から施行する。